



地理的表示 (GI) 保護制度



ジーアイ GI ってなに？

～近畿の登録製品の魅力紹介～



地理的表示 (GI) 保護制度は、

農林水産物の品質等の特性が産地と結びついている産品を登録し、これを国が保護する制度です。登録された産品にはGIマークを使用することができます。今回の「消費者の部屋」特別展示では、地理的表示 (GI) 保護制度について、パネルとパンフレットの展示により、ご紹介します。

展示期間 令和8年6月16日 (火) ～ 6月28日 (日)

火曜日～金曜日：9時30分～20時00分

土曜日・日曜日：9時30分～17時00分

休館日：月曜日

(休館日を除きます。初日は13時から、最終日は17時までとなります。)

展示場所 茨木市立中央図書館1階「エントランスホール」
(大阪府茨木市畑田町1-51)

阪急「茨木市」駅・JR「茨木」駅から阪急バス茨木サニータウン行・
追手門学院行に乗車し「中央図書館前」下車

お問合せ 近畿農政局 消費・安全部 消費生活課 「消費者の部屋」

電話：075-414-9771 (直通)

経営・事業支援部 輸出促進課

電話：075-414-9025 (直通)